



令和8年度(2026年度)

## 第2回 和歌山市職員採用試験 受験案内

和歌山市人事委員会

### 第1次試験を特別な公務員試験対策が不要なSCOAで実施

※ 保健師・保育士については、従来どおり専門試験も実施

※ 環境整備員・学校給食調理員については、従来どおり業務適性検査を実施

- 申込期間 7月1日(水)から8月4日(火)まで
- 第1次試験日 9月20日(日)
- 第1次試験会場 和歌山市立西和中学校(和歌山市砂山南3丁目3-9)

### 1 試験区分・採用予定人員・職務内容

◆令和9年4月1日採用予定

試験区分		採用予定人員	職務内容
行政職Ⅲ種	事務職	2人	市長事務部局等で、特定の分野に限らず、幅広く様々な一般行政事務に従事します。
資格免許職Ⅰ種	獣医師	1人	保健所等で、動物保健、食品衛生検査等の専門行政事務に従事します。
	社会福祉士	1人	市長事務部局等で、福祉に係る援護、育成又は厚生に関する指導、相談等の専門行政事務に従事します。
	保健師	3人	保健所等で、乳幼児、高齢者等に対する健康指導、健康相談等の専門行政事務に従事します。
	薬剤師	2人	保健所等で、薬事監視、衛生監視、試験検査等の専門行政事務に従事します。
資格免許職Ⅱ種	保育士	6人	保育所等で、乳児及び幼児の保育並びに育児についての相談、指導等の業務に従事します。
学芸員 [日本考古学]		1人	市長事務部局等で、主に資料の収集、保管、展示、調査研究及び発掘調査の専門行政事務に従事します。
消防職Ⅲ種		4人	消防署等で、消火・救急・救助活動、火災予防及び防火指導の業務に従事します。
障害者を対象とした行政職事務職		1人	市長事務部局等で、特定の分野に限らず、幅広く様々な一般行政事務に従事します。

技能労務職	環境整備員	5人	ごみ収集等の業務に従事します。
	学校給食調理員	3人	学校等で、給食調理業務に従事します。

※ 申込みできる試験区分は1つに限ります。申込み受理後の試験区分の変更はできません。

※ 採用予定人員は予定であり、変更される場合があります。

※ 日本国籍を有しない方は、採用後担当できる業務に制限があります。

## 2 受験資格

次の(1)から(3)までの要件を満たす方。

### (1) 次の試験区分別受験資格に該当する方

試験区分		受験資格（年齢）	受験資格（その他）
行政職 Ⅲ種	事務職	平成7年4月2日から平成21年4月1日までの間に生まれた方	<p><u>次の①又は②に該当する方は受験できません。</u></p> <p>① 大学を卒業した方や令和9年3月31日までに卒業する見込みである方など、令和9年3月31日現在で大学（短期大学を除きます。）における在籍期間が通算して3年を超える方</p> <p>② 外国の大学における在籍期間が通算して3年を超える方など当人事委員会が①と同等であると認める方</p>
資格 免許職 Ⅰ種	獣医師	平成3年4月2日以降に生まれた方 (学歴不問)	獣医師免許を有する方又は令和9年3月31日までに行われる獣医師国家試験により免許取得見込みの方
	社会福祉士		社会福祉士及び介護福祉士法により社会福祉士登録簿に登録されている方又は令和9年3月31日までに行われる社会福祉士国家試験により免許取得見込みの方
	保健師		保健師免許を有する方又は令和9年3月31日までに行われる保健師国家試験により免許取得見込みの方
	薬剤師		薬剤師免許を有する方又は令和9年3月31日までに行われる薬剤師国家試験により免許取得見込みの方
資格 免許職 Ⅱ種	保育士	平成5年4月2日以降に生まれた方 (学歴不問)	児童福祉法により保育士登録簿に登録され、教育職員免許法により幼稚園教諭免許状を有する方又は令和9年3月31日までに保育士登録簿に登録され、幼稚園教諭免許状を取得見込みの方
学芸員 [日本考古学]		平成3年4月2日以降に生まれた方	<p>次の①から③までを満たす方</p> <p>① 博物館法に規定する学芸員資格を有する方又は令和9年3月31日までに取得見込みの方</p> <p>② 日本考古学の分野についての専門知識を有している方で、当該分野に関する研究論文（大学卒業論文、大学院修士論文及び大学院博士論文を含みます。）を1編以上発表（発表準備中を含みます。）している方</p> <p>③ 大学を卒業した方又は令和9年3月31日までに卒業する見込みの方</p>

<p>消防職Ⅲ種</p>	<p>平成 12 年 4 月 2 日から 平成 21 年 4 月 1 日まで の間に生まれた方</p>	<p>次の①から③までの身体等の基準を満たす方</p> <p>① 視力（矯正視力を含みます。）が両眼で0.7以上、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。</p> <p>② 赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること。</p> <p>③ 聴力、言語能力、運動機能などに、職務遂行上の支障がないこと。</p> <p>※ 採用後は、任命権者が認める場合を除き、和歌山市に居住することが必要です。</p> <p><b>次の④又は⑤に該当する方は受験できません。</b></p> <p>④ 大学を卒業した方や令和 9 年 3 月 31 日までに卒業する見込みである方など、令和 9 年 3 月 31 日現在で大学（短期大学を除きます。）における在籍期間が通算して 3 年を超える方</p> <p>⑤ 外国の大学における在籍期間が通算して 3 年を超える方など当人事委員会が④と同等であると認める方</p>	
<p>障害者を対象とした行政職事務職</p>	<p>昭和 51 年 4 月 2 日から 平成 21 年 4 月 1 日まで の間に生まれた方 (学歴不問)</p>	<p>次の①から④までのいずれかに該当する方</p> <p>① 身体障害者手帳（1 級～6 級）の交付を受けている方</p> <p>② 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている方</p> <p>③ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター又は精神保健指定医により知的障害があると判定された方</p> <p>④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方</p> <p>※ 上記の手帳等は受験申込日、受験日当日及び採用時において有効であることが必要です（該当しない場合は受験できないほか、最終合格後であっても採用されません。）。</p> <p>※ 第 1 次試験合格後に手帳等の写しを提出していただきます。また、その後採用までの間に手帳等の提示を求めることがあります。</p> <p>※ 手帳には有効期限が設定されている場合があります。有効期限の更新手続には時間を要しますので、ご注意ください。</p> <p>※ 手帳の名称については、交付している地方公共団体により独自の名称が付されている場合があります。ご自身の手帳の種類が不明な場合は、お住まいの地方公共団体の窓口で確認してください。</p>	
<p>技能</p>	<p>環境整備員</p>	<p>昭和 61 年 4 月 2 日以降に生まれた方 (学歴不問)</p>	<p>なし</p>
<p>労務職</p>	<p>学校給食調理員</p>	<p>昭和 56 年 4 月 2 日以降に生まれた方 (学歴不問)</p>	<p>調理師免許を有している方又は令和 9 年 3 月 31 日までに調理師免許を取得見込みの方</p>

※ 「大学」又は「短期大学」とは、学校教育法に基づく大学又は短期大学をいいます。

※ 大学における在籍期間とは、休学等の状態にかかわらず、入学した日以降の大学に籍が置かれている期間をいいます。

**(2) 次のいずれかに該当する方。ただし、消防職Ⅲ種についてはアに該当する方に限ります。**

ア 日本国籍を有する方

イ 出入国管理及び難民認定法に規定する永住者（令和9年3月31日までに取得見込みの方を含む。）

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に規定する特別永住者（令和9年3月31日までに取得見込みの方を含みます。）

**(3) 次のいずれにも該当しない方**

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

イ 和歌山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

### 3 試験の方法・内容等

(1) 試験種目及び配点

試験区分	第1次試験種目（配点）	第2次試験種目（配点）
事務職、獣医師、社会福祉士、 薬剤師、学芸員	能力検査（100）	第1次試験結果（50） 論文試験（30） 口述試験（120） 適性検査
保健師、保育士	能力検査（100） 専門試験（100）	第1次試験結果（50） 論文試験（30） 口述試験（120） 適性検査
消防職Ⅲ種	能力検査（100） 体力試験（50）	第1次試験結果（50） 論文試験（30） 口述試験（120） 適性検査、健康診断
障害者を対象とした行政職事務職	能力検査（100）	第1次試験結果（50） 論文試験（30） 口述試験（120）
環境整備員、学校給食調理員	業務適性検査（100）	第1次試験結果（50） 論文試験（30） 口述試験（120） 適性検査 体力測定

※ 障害者を対象とした行政職事務職については、点字による出題での受験が可能です。

※ 数字は、その試験種目の配点を表しています。第1次試験結果については、第1次試験の総合得点を50点満点に換算します。

(2) 試験内容等

	試験種目	試験内容
第1次試験	能力検査	基礎能力検査（SCOA）。60分・択一式で行われる筆記試験。 出題分野は、言語（文章読解能力）、数理（数的能力）、論理（論理的思考能力）、常識（人文・社会、自然に関する一般知識）及び英語（基礎英語）。
	専門試験	90分・択一式で行われる、専門的知識及び能力についての筆記試験。
	保健師	出題分野は、公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論。
	保育士	出題分野は、社会福祉、子ども家庭福祉（社会的養護を含みます。）、保育の心理学、保育原理、保育内容及び子どもの保健。
	体力試験 （消防職Ⅲ種のみ）	消防職としての職務遂行に必要な体力の測定で、種目は、握力、長座体前屈、反復横跳び、立ち幅跳び、上体起こし及びシャトルラン。 ※ 体力試験では、運動ができる服装、靴（屋内用）及び水分補給用の飲み物を用意してください。なお、都合により種目を変更する場合があります。
業務適性検査 （技能労務職のみ）	20分・択一式で行われる筆記試験。出題分野は加減算の計算、数の大小関係の判断、文字や図形の照合など。	
第2次試験	論文試験	90分・1200字以内で行われる一定のテーマによる論文試験。 ※ 技能労務職については、90分・800字以内で実施。
	口述試験	個人の形式による、主として人物、性格等についての面接。学芸員については、専門知識・見識等についての面接も実施します。
	適性検査	性格等に関する適性検査。口述試験の資料として使用します。
	健康診断 （消防職Ⅲ種のみ）	視力及び色覚並びに消防職としての職務遂行に関する所見について、医師による健康診断書を提出していただきます。 ※ 適正な消防活動のために消防吏員に求められる適性を判断する目的で実施するもので、災害等の現場において、視的情報によって瞬時に危険物の種類等を判断したり、要救助者の顔色などから状況を判断したりすることが求められるために、指標の1つとしています。
	体力測定 （技能労務職のみ）	職務遂行上最小限必要な体力の測定で次の種目で実施。合否判定資料として使用します。 《環境整備員》 握力、上体起こし、腕立て伏せ、砂袋運び 《学校給食調理員》 握力、上体起こし、砂袋運び

※ 能力検査及び専門試験は、Ⅰ種は大学卒業程度、Ⅱ種は短期大学卒業程度、Ⅲ種及び障害者を対象とした行政職事務職は高校卒業程度の内容で行います。

## 4 試験日時・合格発表等

### (1) 第1次試験

試験区分	試験日・集合時間	終了予定時間	試験会場	合格発表時期 発表方法
事務職、獣医師、社会福祉士、薬剤師、学芸員、障害者を対象とした行政職事務職	9月20(日) 午前10時15分集合	午前11時30分頃	和歌山市立西和中学校 (9ページ参照)	10月上旬 ①合格者にのみ文書で通知 ②市役所正面玄関に合格者の受験番号を掲示
保健師、保育士		午後2時15分頃		
消防職Ⅲ種		午後5時00分頃		
環境整備員、学校給食調理員	9月20(日) 午後1時15分集合	午後2時00分頃		

※ 試験区分によって集合時間が異なりますので、よく確認してください。

※ 技能労務職(環境整備員、学校給食調理員)を除く全ての試験区分について、試験開始後30分間に限り、遅刻が認められます。技能労務職については、遅刻は認められません。

※ 気象条件その他の事情により、試験開始時間等が変更される場合があります。

※ 消防職では、能力検査・体力試験の順に実施します。体力試験では、受験番号順に数人程度を1組として実施し、終了した方から順次解散する予定です。なお、上記の終了予定時間は、目安として記載しています。

### (2) 第2次試験

試験区分	実施試験種目・試験日				合格発表時期 発表方法
	体力測定	適性検査	論文試験	口述試験	
事務職、獣医師、社会福祉士、保健師、薬剤師、保育士、学芸員、消防職Ⅲ種	—	10月24日(土)		11月5日(木)～7日(土)、11日(水)～15日(日)のうち の1日	11月下旬 ①合格者及び繰上げ合格候補者にのみ文書で通知 ②市役所正面玄関に合格者の受験番号を掲示
障害者を対象とした行政職事務職	—	10月24日(土)			
環境整備員、学校給食調理員	10月24日(土)				

※ 第1次試験に合格した方に提出していただく書類(履歴書等)は、第1次試験合格通知に同封してお知らせします。提出期限は、10月19日(月)午後1時の予定です。

※ 資格免許職(獣医師、社会福祉士、保健師、薬剤師、保育士)の受験申込みをする方で、既に資格等を有している場合は、第1次試験合格後に資格証等の写しの提出が必要です。

※ 学芸員の受験申込みをする方は、第1次試験合格後に日本考古学の分野に関する研究論文1編(大学卒業論文、大学院修士論文及び大学院博士論文を含みます。発表準備中のものでも可。)の提出が必要です。

※ 障害者を対象とした行政職事務職の受験申込みをする方は、第1次試験合格後に手帳等の写しの提出が必要です。

(3) 合格者は総合得点の高い順に決定します。ただし、それぞれの試験種目において当人事委員会が認める得点に達しない場合は、順位にかかわらず不合格となることがあります。

また、同点者は同順位としますが、最終合格者の決定において合否判定上に同点者がいる場合は、第1次試験の得点順に合格者を決定します。

※ 能力検査、専門試験及び業務適性検査の得点は、各受験者の成績が受験者全体の成績の分布の中でどの位置にあるのかを相対的に示すように、標準偏差等を用いて算出したものです。

(4) 消防職Ⅲ種の第1次試験では、体力試験の結果が一定の基準に達しない場合、他の試験種目の結果にかかわらず、不合格とします。

(5) 技能労務職（環境整備員、学校給食調理員）の第2次試験では、体力測定の結果が一定の基準に達しない場合、他の試験種目の結果にかかわらず、不合格とします。


(6) 和歌山市のホームページでも、合格発表の日から一定期間、合格者の受験番号を掲示しますが、必ず合格通知や合格発表掲示で確認してください。また、合否に関する電話による問合せには応じられません。

## 5 受験申込み

インターネット（電子申込）により申し込んでください。

申込みできる試験区分は、1つに限ります。申込み受理後の試験区分の変更はできません。

※ 提供された個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しません。

申込方法	下記URL又はQRコードから申し込んでください。 <a href="https://logoform.jp/f/KONuT">https://logoform.jp/f/KONuT</a> 
申込期間	7月1日（水）から8月4日（火）まで
入力事項 ※事前に内容を準備して入力画面に進んでください。	・試験区分 ・氏名、住所（現住所・通知先住所）、電話番号、生年月日、メールアドレス、最終学歴 ・顔写真（jpg ファイル） （証明写真と同等の鮮明な画質で無加工の写真（直近6か月以内に撮影したもので上半身・正面向のもの）を準備してください。スマートフォン等で撮影したものを使用する場合は、縦4：横3程度のサイズで背景は無地としてください。） ・資格の名称等（資格免許職（獣医師、社会福祉士、保健師、薬剤師、保育士）・学校給食調理員の試験区分を申込みする方のみ） ・身体等の基準及び性別（消防職Ⅲ種の試験区分を申込みする方のみ） ・手帳等に関する事項等（障害者を対象とした行政職事務職の試験区分を申込みする方のみ）
受験票の発行	受験票については、後日電子メールで連絡しますので、各自ダウンロード・印刷し、第1次試験当日に持参してください。 ※ 8月24日（月）を過ぎてもメールが届かないときは、至急、当人事委員会事務局へ連絡してください。

※ 申込みには、メールアドレスが必要になります。すでにメールアドレスを持っている場合は新たにメールアドレスを取得する必要はありません。

- ※ 申込期間内に申込データを受信完了したものに限り受け付けます。システムがメンテナンス等により運用停止、休止等となる場合もありますので、お早めに申込みをしてください。
- ※ 申込データを送信後、登録したメールアドレスに申込完了のメールが送信されます。申込完了メールが送信されない場合は申込みができていませんので、ご注意ください。
- ※ 「city.wakayama.lg.jp」「logoform.st-japan.asp.lgwan.jp」のドメインから送付される電子メールを受信できるようにしてください。
- ※ 使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

---

## 6 繰上げ合格制度

正式合格者が採用を辞退した場合などに備え繰上げ合格候補者をあらかじめ決定しておき、辞退等があった場合にその中から成績順に採用する制度を実施しています。

- (1) 正式合格者数は採用予定人員と同数とし、正式合格者の次位以下の方の中から成績順に、繰上げ合格候補者として採用候補者名簿に登載します。
- (2) 繰上げ合格候補者の数は、2人程度の予定です。ただし、当人事委員会が認める得点に達しない場合は、それ以下の人数となります。
- (3) 次の場合に限り、繰上げ合格候補者の中から成績順に採用されます。
  - ア 正式合格者が採用を辞退した場合
  - イ 正式合格者が必要な資格等を取得できず採用できない場合
  - ウ 正式合格者が受験資格を満たさないことが明らかとなった等により採用できない場合
  - エ 正式合格者が特定性犯罪事実該当者であることが判明し採用できない場合
- (4) 繰上げ合格候補者の受験番号は最終合格発表掲示には掲載しませんが、繰上げ合格候補者となった方には、その旨及び採用候補者名簿登載順位を文書で通知します。
- (5) 業務増や急な退職による欠員が生じた等の事情により同じ試験区分の採用試験が新たに実施されることが考えられますが、この試験結果による繰上げ合格候補者は、新たに試験が実施された場合であっても優先的に正式合格となることはありません。
- (6) 採用予定日に採用予定人員どおりに採用された場合は、繰上げ合格候補者として採用候補者名簿に登載された方が残っていても、同日をもってその名簿は失効し、採用されることはありません。
- (7) 繰上げ合格候補者が採用された場合は、採用されなかった正式合格者の受験番号及び採用された繰上げ合格候補者の受験番号を和歌山市役所正面玄関に掲示します。

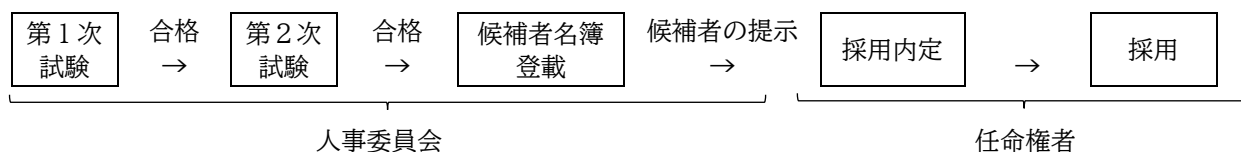
---

## 7 合格から採用まで

- (1) 正式合格者及び繰上げ合格候補者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に得点順に登載され、任命権者が採用候補者名簿の中から成績順に採用者を決定します。
- (2) 採用は、令和9年4月1日の予定です。なお、資格免許職（獣医師、社会福祉士、保健師、薬剤師、保育士）で資格取得見込みの方については、資格取得後の採用となるため、令和9年4月2日以降となる場合があります。
- (3) 最終合格後に受験資格を満たさないことが明らかになった場合（障害者を対象とした行政職事務職で採用日時点において手帳が更新されない場合を含みます。）、資格免許職（獣医師、社会福祉士、保健師、薬

教師、保育士)、学芸員又は学校給食調理員で資格等を取得できなかった場合は、採用候補者名簿に登載されていても、採用されません。

(4) 令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「子ども性暴力防止法」という。)に基づき、児童等と接する業務の従事者については、特定性犯罪の前科の有無の確認が必要となります。特定性犯罪事実該当者(子ども性暴力防止法第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者をいう。以下同じ。)の場合は、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、特定性犯罪事実該当者であるか否かの確認を行います。なお、当該確認等の結果、特定性犯罪事実該当者であることが判明した場合は、採用されない又は当該業務に従事することができません。



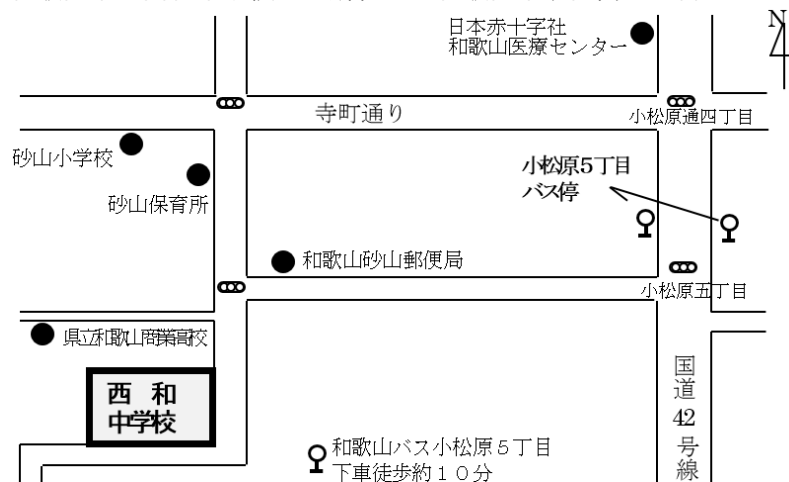
## 8 試験結果の情報提供

この試験の結果については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第69条第2項第1号の規定により、情報提供を受けることができます。希望する場合は、受験者本人が受験票を持参の上、提供場所(和歌山市人事委員会事務局(和歌山市七番丁17番地))に直接お越しください。なお、電話、郵便等による提供はできません。

	提供を求められることができる方	提供内容	提供期間
第1次試験	第1次試験の不合格者(本人に限る。)	第1次試験の種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位	合格発表後、1か月間 〔日曜日、土曜日及び 休日を除く午前8時30分 から午後5時15分まで〕
第2次試験	第2次試験の受験者(本人に限る。)	第1次試験、第2次試験それぞれの種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位	

## 9 第1次試験会場案内

和歌山市立西和中学校 所在地/和歌山市砂山南3丁目3-9



**注意**  
試験会場への問合せは、禁止します。  
試験会場には駐車場がありません。公共交通機関又は二輪車を利用してお越しください。

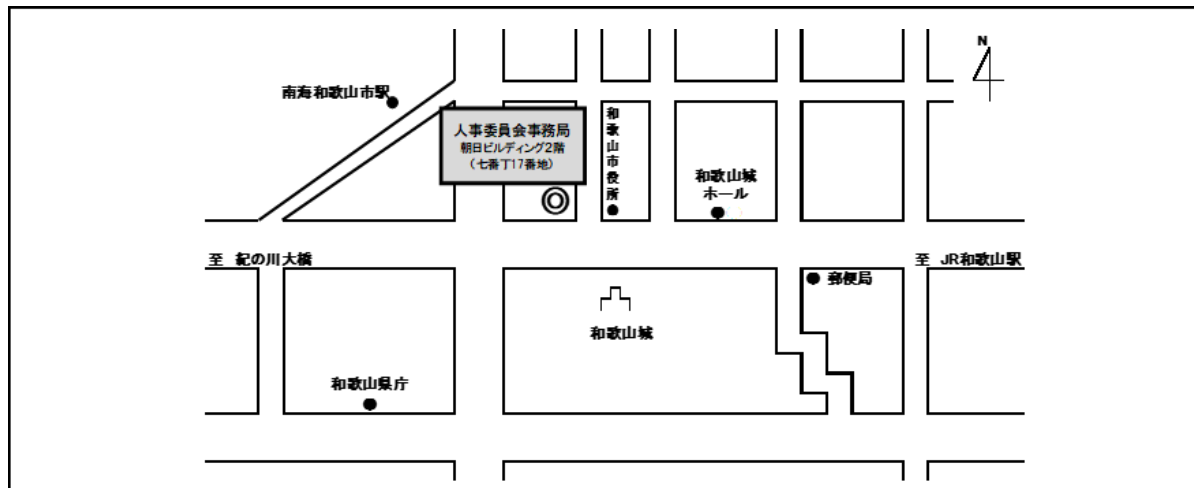
## 10 試験に関する問合せ

和歌山市人事委員会事務局（日曜日、土曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

TEL 073-435-1371（直通）、073-432-0001（代表）内線 3755・3756

※ 試験当日は、やむを得ない急用を除き、原則として電話の取次ぎはできません。

郵便等送付先 〒640-8511 和歌山市七番丁 23 番地（所在地とは異なります。ご注意ください。）



※ 荒天時等の対応について

台風・自然災害等の気象条件等の事情により試験の延期や開始時刻の繰下げ等を実施する場合は、試験実施日の午前8時頃に和歌山市公式X（旧ツイッター）でお知らせします。また、諸事情により試験日程等に変更がある場合は、和歌山市公式X（旧ツイッター）及び和歌山市公式ホームページでお知らせしますので、適宜ご確認ください。



和歌山市公式X(旧ツイッター)  
(和歌山市人事委員会事務局)



和歌山市公式ホームページ  
(試験情報)

## 任命権者からのお知らせ

和歌山市は、移住・定住の取組を進めており、市内に居住している方、または、居住予定の方を求めています。

受験申込みにあたっては、試験区分を間違えないように注意してください。

### ●給与等

- 1 令和8年4月1日現在の初任給は、地域手当を含め、次のとおりです。

試験区分	初任給
行政職Ⅲ種・事務職、障害者を対象とした行政職事務職	約 208,300 円
資格免許職Ⅰ種（獣医師を除く。）	約 249,000 円
資格免許職Ⅰ種（獣医師）	約 254,500 円
資格免許職Ⅱ種	約 234,600 円
学芸員	約 241,200 円
消防職Ⅲ種	約 234,600 円
技能労務職（環境整備員、学校給食調理員）	約 206,100 円

※ 学歴及び民間企業の職歴等に応じて初任給に一定の額が調整されます。また、昇任に係る必要年数は、職歴等に応じて短縮されます。詳しくは、お問い合わせください。

※ 資格免許職の初任給に算定できる職歴は、原則として免許取得以後のものに限ります。詳しくは、お問い合わせください。

- 2 上記のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの要件に応じて支給されます。
- 3 採用された方は、和歌山県市町村職員共済組合等に加入することになります。

### ●日本国籍を有しない職員の担当業務等

「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については日本国籍を有する」という公務員の基本原則に基づき、日本国籍を有しない職員は担当できる業務等について次のような制限があります。

- 1 公権力の行使に該当する業務は担当できません。公権力の行使に該当する業務とは、次のとおりです。

- (1) 市民の権利や自由を一方向的に制限する内容を含む業務
- (2) 市民に義務や負担を一方向的に課す内容を含む業務
- (3) 市民に対して、強制力をもって執行する内容を含む業務

- 2 公の意思形成への参画に該当する職に就くことはできません。

公の意思形成への参画に該当する職とは、和歌山市の行政について企画、立案、決定等に関与する職で、基本計画の策定、予算編成、組織、人事、労務管理等に係る職及び専決権限を有する職が該当します。ただし、スタッフ職に就くことにより部長級までの昇任が可能です。

ライン職、スタッフ職を例示すれば次のとおりです。



### ●問合せ先

この「任命権者からのお知らせ」に関する事項は、次へお問い合わせください。

和歌山市総務局総務部人事課 (直通) 073-435-1019

和歌山市消防局消防総務課 (直通) 073-426-0119